コマーシャル・ペーパー							
特定取引負債							
借用金							
外国為替							
短期社債							
社債							
新株予約権付社債							
信託勘定借							
その他負債							
賞与引当金							
役員賞与引当金							
退職給付引当金							
役員退職慰労引当金							
その他の引当金							
特別法上の引当金							
繰延税金負債							
再評価に係る繰延税金負債							
支払承諾							
……							
負債合計							

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　資産及び負債の内訳は、連結貸借対照表（単体自己資本比率のみを算出する場合にあっては、貸借対照表）で使用されている勘定科目名に従うこと。

b　自金融機関における会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一である場合、イ欄及びロ欄を統合すること。ただし、単体自己資本比率のみを算出する場合にあっては、ロ欄を記載することを要しない。

c　一つの項目がハ欄からト欄までの複数のリスク・カテゴリーにおいて資本賦課の対象となる場合、当該項目は対象となる全ての欄において計上すること。この場合において、ロ欄の額とハ欄からト欄までの額の合計額は一致しない。

d　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

e　単体自己資本比率のみを算出する場合にあっては、「会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲との間の差異及び連結貸借対照表の区分と自己資本比率規制上のリスク・カテゴリーとの対応関係」とあるのは「貸借対照表の区分と自己資本比率規制上のリスク・カテゴリーとの対応関係」と、「連結貸借対照表計上額」とあるのは「貸借対照表計上額」と読み替えるものとする。

（第三面）

（単位：百万円）

ＬＩ２：自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異の主な要因

項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		合計	対応する項目			
			信用リスク（ハ欄及びニ欄に該当する額を除く。）	カウンターパーティ信用リスク	証券化エクスポージャー（ホ欄に該当する額を除く。）	マーケット・リスク
1	自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額					